

第三者評価結果入力シート（岸和田学園）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK2025039

S2020125

2101C015 （大阪府）

③施設名等

名称：	岸和田学園
施設長氏名：	永野 良子
定員：	42名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	岸和田市三田町911
T E L：	072-445-0710
U R L：	https://kishiwada-gakuen.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1948/12/27
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 阪南福祉事業会
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	17名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	10名
有資格職員の名称（ウ）	医師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	調理師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体施設24 地域小規模6×3ホーム
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】“笑顔と笑い声のたえないうちづくり”

- ・親と離れて、施設で生活する子どもたちに愛を伝えること
- ・子どもたちの心の中に住み込み、安心・安全の基地となること
- ・命の尊さを教え。子どもたち自身が愛を伝える人となるように

【基本方針】

- ①やすらげる家・・・“自分は大切にされ、誰からもおびやかされない”という安心・安全な居場所づくりをする。
笑い癒しのある温かいだんらんを作る。
- ②学び・・・よりよく生きるために、知識を積み重ねることはもちろん、学習によって培われた集中力や理解力、言語表現力、適応能力のスキルアップは、社会に出てからの宝となる。
自学自習を習慣づけ、自分でできるようちょうどの学習を継続するため、公文式学習を導入する。
- ③食育・・・食事は、自立にとって、最も大切な柱と考える。
季節ごとの旬の食材、ときには畑で自ら育てた野菜を使って、調理法を学びながら楽しく食卓を囲む。
健康な身体をつくり、抵抗力を養うために、必要な栄養や昔から伝わる行事食、地域の伝統食などの知識が、自然と身につくよう食育を行う。
- ④共にあること・・・子どもと大人が一緒になって、毎日の暮らしをつくる。
子どもの“やってみよう”を大切にし、実現できるためみんなで協力する。
共に暮らす仲間が支え合い、励まし合い、育ちあうことの素晴らしさを実感する。
地域の人々も参加できる行事や催しを行い、地域に溶け込み、必要とされる施設をめざす。

⑤施設の特徴的な取組

岸和田学園（以下「施設」）は、社会福祉法人阪南福祉事業会（以下「法人」）が運営する3か所の児童養護施設の1つであり、昭和8年に事業開始して90年余の歴史を有する児童養護施設である。その後、あおぞら、あんだんてを分離独立して、現在は小舎制の施設となっている。周辺には全国初の児童家庭支援センターの他、企業主導型保育園「ナーサリースクールあおば」を配する法人基幹施設である。

施設は、完全個室のユニット型施設（定員42名、うち本体施設24名）であり、子どもたちは自分だけの時間、空間の中で穏やかに過ごしている。令和7年度から本格的なユニット調理を開始し、暖かい食事の提供と自立に向けた生活習慣の習得を促している。

多様なクラブ活動を提供しており、加えて地域の恒例行事ともなった「にじいろ夢コンサート」では、子どもの主体性や持続力、自己肯定感を養っている。

子どもの在園中から、退所後の自立を目指したリービングケア、そして退所後のアフターケアにも手厚い取組があり、法人独自の「にじいろ夢基金」による経済的支援も実施している。

子どもの養育・支援について、定型的な教育手法ではなく、子ども一人ひとりの特性や成育歴に配慮して、子ども自身の主体性や自己教育力を尊重した柔軟性ある姿勢で取り組んでいる。

養育・支援単位の小規模化、地域分散化の中で、職員の孤立やOJT体制の弱体化を抑制するために、職員間コミュニケーションの活性化や、ユニット相互及び本園と地域小規模施設間の連携強化、スーパーバイス体制の強化を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/4
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/5
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

⑦総評

【特に評価の高い点】

■園長のリーダーシップによる養育・支援の質の向上や経営の合理化、コンプライアンスの徹底
園長は、法人の児童養護3施設の総合施設長として、養育・支援の質の向上や経営の改善、業務の合理化に強い指導力を発揮するとともに、法人理念の浸透やコンプライアンスの徹底に努めています。

■職場環境の健全化
定期的な職員面談や日常的なコミュニケーションを通じて職員の意向を把握して食環境に配慮しています。養育・支援ユニットの小規模化、地域分散のなかで職員間連携の強化を図り、身体的・心理的な相互支援体制を整えて働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

■養育・支援の開始・過程・終了の各プロセスにおける配慮
入所時やユニット移動、退所など、それぞれのステージにおいて適切な情報を提供してこどもの不安を払拭するとともに、養育・支援の継続性に配慮しています。

■リービングケア・アフターケアの積極的な取組
在園中から自立して生活できるために支援し、退所後には児童自立生活援助事業Ⅱ型による生活支援や「にじいろ夢基金」を設けての卒園児の自立を支援しています。

■こども自身が主体的に考え、営むことができるための支援
多くのクラブ活動や多様な行事、習い事（等の機会を提供しています。特に、高齢となったにじいろ夢コンサートにおいては、こどもの主体性や持続力の育成、自己肯定感の獲得を促しています。

【改善を求める点】

■養育支援の質の向上に向けた組織的なPDCAサイクルの実践
3年ごとに受審する第三者評価において、全職員による自己評価を実施していますが、担当項目を分担しており、課題の認識が全体化されていません。今後は毎年、定期的に自己評価により、組織としての改善課題を全職員が共有してPDCAサイクルが機能する仕組みを構築し定着することを期待します。

■安心・安全な養育・支援体制の確立
ヒヤリハットに気付く感性を磨き、安心・安全な環境を損なう要因の根絶を図ること、そして想定される自然災害や感染症に対応したBCP計画の早期策定が求められます。

■家族との信頼関係づくり、親子関係の再構築支援
家族との信頼関係を基礎として相談対応や支援に前向きに取り組み、退所の前後にわたる親子関係の再構築支援に努めることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受けることで、当園の強みと弱みがクリアになったと思います。

ひとりひとりの子どものニーズに寄り添い、本当になりたい自分や夢を見つけられるよう、あたたかい日常の中で、子どもの中から湧き出てくる思いを引き出すためにチームで関わる、というようなことは得意ですが、それを明文化し、誰にでもわかるようにマニュアル化・システム化することは苦手であることに気がきました。

なんとなく思いを分かり合うことは大切ですが、誤解や戸惑いを生みます。支援に対するベースの考えをわかりやすく共有するためにも、マニュアル化が必要と考えます。ただし、マニュアルが独り歩きしないように配慮が必要です。

自己評価によるPDCAサイクルの実践や、ヒヤリハットに気付く感性を磨き、災害や感染症に対応する事業持続のためのBCP計画策定など、改善点を受け止め、改善します。

18歳、卒園してからの支援が本当に必要な支援と考えていますが、成功例はまだまだ少ないです。在園中の支援を充実させることで、スムーズな自立ができるよう注力したいと思います。今後も、子どもにとって、職員にとっての笑顔の居場所になるよう努力します。

第三者評価結果（岸和田学園）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	☐
	□理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	☐
【コメント】		
理念、基本方針は法人のホームページ（以下「HP」）に明記されており、毎月開催する職員会議では倫理綱領とともに職員全員で唱和しています。職員は内容を熟知しており、内容に基づいた養育・支援を提供しています。また岸和田学園（以下「施設」）では理念・基本方針を記載したA3サイズのポスターを作成し、各ユニットや地域小規模児童養護施設（以下「地域小規模」）内の目につくところに掲示しています。子どもには入所時に行う施設の説明の際に、理解しやすい表現で作成した資料を使って説明しています。すべての保護者等への理念・基本方針の周知・説明は十分ではありませんが、HPやポスターで目につく機会を作っています。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
	□こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐
【コメント】		
園長は、大阪府社会福祉協議会の児童施設部会長を担っています。他にも様々な関係機関との連携を通して、地域における養育・支援のニーズや施設の位置付け等についての情報を得ています。また、社会福祉事業全体の動向も具体的に把握しており、必要に応じて職員会議で職員に周知を図っています。一方で、職員間では知り得た課題に対して、もう少し分析が必要と感じている側面もあるので、今後は分析結果を明確化し、職員間で共有するような取組に期待します。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐
【コメント】		
施設は、国の社会的養護ビジョンに基づく小規模化かつ地域分散化対策等を推進するうえで、人材面や経費面での課題を把握し、対策を中・長期計画として挙げています。しかしながら、経営課題は役員間では共有されていますが、一般職員の理解は十分ではありません。全職員に課題が浸透するような周知の工夫が望まれます。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	☐
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	☐
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐
【コメント】		
「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた計画」というタイトルで、2021～2024を前期、2025～2029を後期とする、10年にわたる中・長期計画を策定しています。中・長期計画は理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしたうえで、実現に向けた具体的な内容になっており、必要に応じて内容の見直しを行っています。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	☐
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
【コメント】		
中・長期計画で掲げた小規模化・高機能化に向けて、令和7年度の事業計画では職員の身体的・精神的負担増加への対策を最重要課題と位置付け、一人体制でも安心して職員が働けるような取り組みを具体的に示しています。他にも中・長期計画で目指すアフターケア事業の充足に於いて、資金面での援助も含め施設退所後の継続支援についての取組を計画しているなど、単年度計画は中・長期計画に向けての具体的な内容で策定したものととなっています。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	

【コメント】

事業計画は総論を園長が、各論をそれぞれ担当する職員がグループで作成してまとめています。内容の評価や見直しは、次年度の計画作成の前に行ない、結果は次年度の計画作成に反映させています。職員への周知として紙による配布は行っていないが、PCで閲覧できるようにしています。年度初めに職員会議で事業計画策定に関する報告はありますが、職員の理解は深くありません。事業計画に対する職員の理解を深める取組が望まれます。

②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

事業計画は、こどもの生活に関係する部分に限られますが、ユニット及び地域小規模ごとに月1回行われる「子ども会議」で、こどもにわかるような表現で説明しています。こどもには事業計画のうち、施設での生活に直結する各論について、ルールは緩和していく方向であることを説明し、こどもからの意見を引き出しています。ただ、保護者への説明は、説明する機会のある場合にのみになっていますが、施設の特性上致し方ない面もあります。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【コメント】

施設は毎月外部講師によるスーパービジョン(以下「SV」)を行うことで、養育・支援の質の向上に取り組んでいます。また、第三者評価を3年ごとに受審し、職員全員で自己評価に取り組んでいます。しかしながら、自己評価は担当を分けて行っている関係上、それぞれが取り組んだ以外の内容には精通していないところがあります。今後は評価結果が職員間に浸透し、PDCAサイクルがうまく機能していくことに期待します。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

施設の養育・支援の向上に向けての取組に対する評価及び分析した結果に従い、施設が取り組むべき課題や改善計画については、園長を含む幹部職員の間で検討を行っています。ただ、職員全体で取組む体制が明確になっていませんので、今後は施設が取組むべき内容について、職員間に浸透し実行に結び付くことが望まれます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	

【コメント】

園長の役割については、法人の管理規定の第2章「職員」の項目に記載されています。園長は自らの考え等を職員会議で述べており、職員のモチベーション向上に影響を与えています。緊急対応マニュアルでは、「最後は園長に報告する」と記載されており、園長に統括権限あることが示されています。園長不在時の権限委任等に関して文書に記載したものはありませんが、職員は副園長に委任すると認識しています。今後は園長の強い思いを文書化した上でHP等を介して、施設内外を問わず広く周知される取組を期待します。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

園長は法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加して情報を集めており、遵守すべき法令等について十分に理解しています。法令等を収集する機会としては、大阪府社協児童施設部会や、法人の施設長会議などで、知り得た情報は必要に応じて、職員会議で周知を図っています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○
【コメント】		
園長は養育・支援の質の向上に向けて様々な考えを発信し、養育・支援の現場に積極的に参加するなどして、その指導力を発揮しています。様々な行事への参加はもちろん、日頃から子どもたちに積極的に声掛けを行い、可能な限り一緒に食事したりしています。また、R7年度の事業計画では、職員の学ぶ意欲を引き出すとともに尊重していきたい旨を明記することで、職員の教育・研修に対し前向きに取り組む姿勢を示しています。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
【コメント】		

園長は法人内の施設を統括する総合施設長として、それぞれの機能分化・高度化と連携を図かることに指導力を発揮しています。人材の確保・育成にも尽力しており、職員の働きやすい環境整備に向けて様々な取組を行い、成果もあげています。また、旺盛な事業化意欲を示し、職員もしっかり従っている状況です。園長に対し職員は意見を言いやすく、最終決定は園長が下すとしても、園長は聞いた意見を尊重したうえで決断しています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○
【コメント】		

R7年度の事業計画には、小規模化した施設の孤立化から発生する職員の疲弊や、ストレスの増加を防ぐことを最重要課題としており、一人体制でも安心して働ける環境づくりを目指すとともにあります。具体的にはチューター制度の導入や、一日3回実施しているユニット内での会議を継続し、チームで働くことへの意識付けなどを行うとしています。さらに事業計画では、施設の透明化、児童福祉業界の人材育成、人材確保に向けて、実習生の受け入れを積極的に行うとしており、これまでも実際実習をきっかけに入職に繋がった職員が少なからずいます。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

「期待する職員像等」は、職員会議で唱和している「倫理綱領」にある「子どもと生活を共にするこの仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努める」ということに示されています。職員の処遇改善の必要性は、日常の養育・支援の様子や面談等を通して判断し、改善に向けて対処しています。人事考課については、「こどもたちの『当たり前生活』を支援するというスキルの評価は数値的に測れない」という園長の考えから導入していませんが、それにより人事や評価の基準が明確とは言えない現状があります。今後の取組に期待します。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

職員は改善点も含めて今後希望すること等を、年1回の園長や副園長との面談時に伝える機会ことができます。法人が運営する企業主導型保育所では、決して強要ではなく、あくまで職員が働きやすい体制が取れるようにという考えから、スケジュールに合わせてこどもを預けることができ、利用料の補助もあります。本園では隣接する2ユニットが連携して、職員全員がチームとしてこどもと向き合う体制となっており、身体的にも心理的にもフォローし合える仕組みが確立しています。地域小規模では一人勤務になることが多いですが、本園に対し応援要請が取れる体制になっています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

職員は園長と年1回面談を行います。その際に個々の要望や目標などについても話をすることができます。OJTシートを利用するなど、それぞれの目標が明確になるような工夫も行っています。ただ、年度途中に於いて目標の達成度合いの確認を行う取り組みが十分ではありません。今後は職員の個別面談を頻回に実施し、職員一人ひとりの目標達成を支援する取組が強化されることを期待します。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

施設では、法人が作成した年間研修計画や、過去の外部研修のスケジュールを参照して研修計画をしています。研修後職員は報告書を提出し、時には職員会議でミニ講義を行うことで、職員間で内容の共有を図っています。園長は「期待する職員像」について、職員に倫理綱領の暗唱を促していますが、職員が覚えやすい部分こそ、その職員が共感できるところであり「強み」であると考え、そこに着目し職員を大切に育てる姿勢で施設運営に取り組んでいます。今後は過去の研修以外にも、施設が必要とする教育・研修内容を明確にし、定期的に評価と見直しをする取組を期待します。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	○

【コメント】

職員の経験や能力に応じて研修計画を作成しており、計画に無い研修も職員が希望すれば参加に向けて検討が行われるなど、職員の研修参加に対し配慮・推奨が行なわれています。通常の養育・支援の現場に於いては、熟練した職員によるOJTが適切に行われています。また、月1回外部講師によるグループスーパービジョン（以下GSV）がオンラインで行われており、毎回4～5人のグループで参加しています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

施設は事業経営上の課題の一つとして、人材の確保と育成を掲げており、人材確保の視点からも実習生を積極的に受け入れています。プログラムの内容は日常のこどもへの支援が中心ですが、養成校と連携して構成しています。実習生等の受け入れマニュアルは整備していますが、受け入れに関する基本姿勢を明文化したものは作成していません。養育・支援に関わる専門職の研修・育成に係わることで、基本姿勢を明文化することが望まれます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の意味や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
【コメント】		
法人のHPには、施設の概要、沿革、現状報告、決算報告等を掲載しています。施設独自のHPでは施設の取組についてや施設での生活の様子、イベントの告知などを掲載しています。また、SNSを利用した発信も行っていますが、印刷物や広報誌は作成していません。こどもからの苦情については解決に至るまで養育・支援の現場で適切に対応していることと、こども以外からの苦情はここ数年は寄せられていないため、内容の公開には至っていません。苦情・相談対応の体制や、改善に結びつけた実績等の公開は今後の課題です。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
【コメント】		
事務、経理、取引等に関することは管理規定、経理規定で示されており、施設はその内容に従って事務、経理、取引等に関するルールを決めています。毎月外部の専門家による監査支援を受けており、指導のもとに必要に応じて経営改善に取り組んでいます。また、法人が運営する4か所の社会的養護関係施設がオンラインで連携して会計事務を協同しています。一方、それぞれの権限・責任を明記した形での職務分掌は整備されておらず、職員への周知も十分とはいえません。公正かつ透明性の高い経営・運営のためにも、職務分掌の整備と職員への周知が望まれます。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
【コメント】		
施設は、こどもが地域の方々に支えられ見守られる関係性づくりを大切にしています。職員はPTA活動や地域の清掃活動に参加し、こどもたちは地域の子ども会や青年団と交流して、盆踊りや10月のだんじり祭りにも参加しています。ただ、施設はこども一人ひとりのお家であるとともに他の入所児童のお家でもあり、プライバシー保護の必要もあるので学校の友だちを施設内に迎えることは控えています。こどもの安全を守ることも大切です。だからこそ、こどもを温かく迎え入れてもらえる地域との関係性をさらに深めることを期待します。		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

特定の理解者が施設の行事の際や日常においてもボランティアとして活動継続していますが、コロナ禍以前の取組の多くは復活していません。学校教員が長期休暇を利用して施設ボランティアに入ったり、実習生がその後にボランティアやアルバイトに入ることがあります。学校教育への協力としては、職員がPTA活動に参加していますが、学校における福祉教育の一端を担うといった取組は行えていません。今後は施設と地域を結ぶ柱としてのボランティア活動の受け入れや、積極的に地域課題に向き合うなど、双方向性ある活動の方針を明示して、実践することを期待します。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

施設は、地域の心療内科等医療機関、各種支援学校、放課後等デイサービスなどの社会資源を活用しているほか、地域の青年団や子ども会その他の団体・機関と連携して協同の取組に参画しています。こどもたちは各種の教室で習い事を楽しんでいます。今後は、施設で暮らすこどもや退所したこどもの生活を支えている、そのような社会資源をリストに可視化して職員やこどもに周知することによって、こどもたちはもちろん、職員がこどもの養育・支援に有効に活用できる取組が求められます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

園長は大阪府社会福祉協議会児童施設部会長を務め、また岸和田市においては福祉分野を超えたネットワークを構築して地域福祉課題や地域防災をテーマとして検討する会（毎月第3木曜日開催）に参加しています。また、法人は児童家庭支援センター（以下「こかせん」）を開設して、地域住民や家庭からの相談を受けています。今後は、児童養護施設としての施設機能や児童福祉にかかる知見を地域に還元する取組を通じて、地域に潜在する重層的な福祉課題等を把握する取組をさらに深めることを期待します。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
【コメント】		
法人が運営する「こかせん」では「親子で遊ぼう」を実施して、子育ての悩みや不安に寄り添いつつ、多胎児の支援やベビーマッサージのほか児童相談所からの委託を受けて施設退所児のアフターケアに努めていますが、施設としてもその案内その他で協力しています。また法人の社会的養護関係施設4施設が合同で毎年開催している「にじいろ夢コンサート」は恒例事業として地域に根付いており、地域住民の福祉観や連帯感を覚醒させる一大イベントとして多くの理解者・協力者を得ています。今後は把握した福祉ニーズ等に基づく専門的な公益的事業のさらなる展開を期待します。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
	☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
毎月の職員会議で倫理綱領と法人の理念を唱和しています。また「職員の心構え」を年度始めに全職員で再確認しています。法人では児童心理治療施設が主導してきたCSP（コモンセンスペアレンティング）の教育的指導手法を脱して、こども一人ひとりのありのままの姿と内在する成長力に着目した省察的实践を目指しています。各種会議において、こども一人ひとりの言動の背景に基づいた養育・支援の実施を徹底しています。したがって、こうした新しい概念を「一律に標準化」とするという指向が弱く、共通理解として形成することが今後の課題となっています。		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
	☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○
【コメント】		
こどもの居室は全個室化されており、トイレや浴室も個人使用となっています。職員は、こどもの部屋に無断で入ることはなく、中学生以上が所持する携帯使用に伴うSNSのリスクからこどもを守るためのチェックもこどもと一緒にしています。高校生以上になると、こどもによっては施設で生活していることを知られたくない者もありますが、施設からの電話連絡や学校・医療機関等への付き添い時に、他者に悟られないよう配慮しています。施設に学校の友だちを入れないことも同様の趣旨によるものですが、そうした取組をこどもや保護者に説明しています。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

児童養護施設は、こどもや保護者が選択（自己決定）して利用する「福祉サービス」ではなく、また昨今では施設利用の開始は措置入所よりも一時保護委託がほとんどになっています。施設としては、センターと連携して、CWと共にここで暮らすことになった理由の理解度を確認し、安心して生活できる場であることをこどもの年齢や理解力に配慮した資料や面談、体験入所などを重ねて丁寧に説明しています。保護者への説明は、基本的にセンターが行いますが、施設としてもコンタクト可能な保護者には情報提供に努めています。

②	31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ こどもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、こどもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、こどもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難なこどもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

入所支援の開始時における取組は前項で評価した通りですが、納得して入所してくるこどもは基本的にいません。施設では毎月の子ども会議でこどもの意見を聴き取り、こどもの主体性を尊重してこどもと共に施設での生活を考え、年度ごとに実施するユニット替え、とくに本園と地域小規模児童養護施設（以下「地域小規模」）間の移動に際しては、こどもの不安を聴き取り、こどもにとっての利点を丁寧に説明するほか、こどものグループ構成や職員つながりの継続に配慮しています。高校進学タイミングでは、将来の自立に向けた取組を説明しています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設としてこどもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、こどもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

乳児院その他施設からの措置変更、他施設への措置変更の際には、センターを通して養育・支援記録等をもとに養育・支援の継続性に配慮しています。園長は、施設の事は退所後から始まるという信念から、退所後の支援に注力しています。退所して地域・家庭へ移行するこどもについてはアフターケア担当職員が窓口になり、専用の携帯電話を用いてこどもの困りごとや相談に対応しています。本園から地域小規模に生活の場を移行したこどもにも、本園での生活の質が低下することなく、通学・通園の利点や生活の自由度が向上する利点の活用を促進しています。

(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	☐
	☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐
【コメント】		
ユニット単位の子ども会議で、こどもの困りごとや希望、催しのアイデアを聴き取り、その内容に応じてユニットや職員会議、そして3か所の児童養護施設の会議で取り上げ柔軟に対応することにより、こどもの満足度を高めています。子ども会議とは別に、こども一人ひとりと職員が1対1の時間を持つ「お茶会」を月に1回以上行い、大人との信頼関係を築いています。年度ごとのユニット替えを前に、こどもの意識調査を行い、学園での生活やこども同士の関係性、悩み事などを把握しています。意識調査シートには、職員も返事を書いてこどもとの共感を温めています。		
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【コメント】		
苦情が伝えられた場合の対応手順等を示したわかりやすい文書等を掲示していませんが、苦情がある場合には、こどもは担当職員、主任、園長、それでも言いにくい場合は第三者委員や役所、権利ノートに添えられたはがき等多様な方法を選択することができることなどは理解しています。こどもや保護者が意見を述べる機会は設けられていますが、こどもや保護者等からの苦情と言える内容の意思は特には伝えられていません。今後は、苦情解決方法や苦情の有無、苦情があった場合の解決状況についての施設内掲示や公開の仕組みを整えることを期待します。		
②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	b
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐
【コメント】		
毎月の子ども会議やお茶会など、こどもが相談や意見を述べる機会を設けています。お茶会は施設内のカラオケルームや親子生活訓練室、地域のカフェなどを活用しています。本園では横並びのユニットの連携があり、こどもは隣のユニット職員にも相談することができます。職員は、養育・支援の専門職の顔を控えて小規模ユニットでの家庭的な生活を大切にして話しやすい関係性で接しています。施設ではこうした取組や配慮を当たり前のこととして、あえて文書化はしていませんが、「家庭的環境」を損なうことがないことに留意しつつ、仕組みを明確に示すことも大切です。		

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすい意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

前3項で評価したように、こどもが相談しやすい仕組みは評価できます。特に、子ども会議では施設として前向きに検討できる意見・提案が散見されます。それらの意見等については、ユニットで納め得る内容はユニットで、それを超える内容については施設の職員会議で、またケースによっては施設を横断する施設長会議等に諮って臨機・迅速に対応しています。このように、仕組みは十分に機能していますが臨機の対応が多く、マニュアルとしての文書化はなく、したがってその見直しも十分ではありません。取組みが安定的に継承されていくためのマニュアル設定を期待します。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

法人の規定で、危機管理の責任体制を明確化し、「災害・事故発生時等緊急対応マニュアル」を定めて有事だけでなく平素のリスクマネジメントに努めています。心肺蘇生など各種研修に職員が参加しています。ヒヤリハット報告書には環境・設備に係ること、養育・支援の計画や手順に係ること、ヒューマンエラーに類することの区別をして記載していますが、ヒヤリハットの提言が十分とは言えません。ヒヤリハットとして取り上げる基準、ヒヤリハットと事故の境界を明確に示して、事故やヒヤリハットを支援の質を向上する宝と捉え、職員の意識を変革することを期待します。

②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

コロナ禍を経て、感染症に対する予防と蔓延防止のための環境と取組は各段に向上しています。法人が運営する各施設所属の看護師が合同会議を開催して衛生管理の水準を保つことに努めています。施設では、嘔吐があった場合の対応手順を定め、必要な用具等を整えています。今後は、看護師を中心とする衛生管理体制やその知見を全職員に周知すること、そして様々な感染症ごとに、その症状や発生時対応手順および予防の取組についてのマニュアルを整えて共有・活用することを期待します。

③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	□災害時の対応体制が決められている。	○
	□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	
	□こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
	□地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	

【コメント】

施設では事業計画に年間避難訓練計画を定め、「災害・事故発生時等緊急対応マニュアル」に基づいて実施しています。防災計画や避難訓練について、消防署との連携はありますが、今後は自治会や学校とも連携した「地域防災」の取組が求められています。BCP（事業継続計画）の策定が進んでいませんが、これには法人が運営する多数の施設間連携が有効になるはずですので、各施設が足並みをそろえて法人として委員会を発足するなど具体的な取組の着手を期待します。そこに、地域防災を企図することが大切です。

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

【コメント】

児童養護施設では、こどもの背景は様々でありSOSの発し方もそれぞれ異なります。施設では共通評価項目No.28（Ⅲ-1-(1)-①）で評価したように、一人ひとりのこども自身が成長する力を秘めているという考え方を基本として、省察的实践を旨としています。園長は養育・支援の基本を「無条件の愛」とし、施設がこどもにとっての安全の基地（セーフティネット）であることを念頭に置いています。したがって、養育・支援の標準化については、虐待防止や緊急時対応、プライバシー保護など最小限標準化すべきことに留めて文書化し、共有しています。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	□検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【コメント】

前項で評価したように、養育・支援の手法はこどもの意向や職員の自由な発想と創意工夫を基礎にしています。一方で、組織として養育・支援の基本を共通概念として再構築する過程にあり、細部の取組についてマニュアルの整備はまだ十分ではありません。最小限にとどめた規程・マニュアル等は適宜・定期的に見直す仕組みがありますので、今後は、体系的なマニュアルの整備対象を養育・支援の細部に拡張しつつ、その検証・見直しの仕組みを整えることを期待します。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐
【コメント】		
アセスメント会議にはこどもの担当者のほか、各種専門職が参加しています。アセスメントシートにはアセスメント会議の開催日、参加した担当者や専門職名、こどもの入所理由や家族構成、特性、強みや課題、援助方針(家族再統合や自立支援の方向)、こどもと保護者等の意見とともに支援計画を記述しています。担当職員は、アセスメントに基づいて自立支援計画を作成し、リーダー・主任の確認を受けています。支援困難ケースについては、多職種が参加する会議で検討を重ねています。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
【コメント】		
年度始めに自立支援計画を作成し、センターに報告したうえで当該年度の支援方針としています。年度途中には必要に応じて計画を見直していますが、半期ごとの見直しは徹底していません。自立支援計画の作成や見直しは常にアセスメント会議に紐づけています。こどもには、意向調査カードや面談により意向を把握して支援計画作成に反映しています。職員は、自立支援計画の作成において未来を展望することに重点が置かれ、過去を振り返る視点が少なかったことを反省しています。今後は個々の自立支援計画の内容を、検討中の標準的实施方法に反映することを期待します。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐	
【コメント】		
養育・支援の記録は、担当職員が手書きで事実関係や支援者としての想いを臨場感豊かに書き込み、これを別の職員が決まった様式に精査しながらデジタル化しています。施設内の情報共有は紙ベースの記録をもとにし、センターへの報告ほか対外的にはデジタルデータを用いています。一見、非効率な面もありますが、こどもへの迅速・丁寧なかかわりを保つうえで実効性があり、またデジタルデータのレベルや均質さにも奏功しています。今後は職員による記録文書作成のスキルを高め、こどもへの丁寧な対応を保ったままより効率よい記録手法を確立することを期待します。		

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	☐
【コメント】		
施設では個人情報保護規程を定め、副園長を責任者として個人情報について適正な管理に努めています。前項目で示した紙ベースの記録はユニットに3日分はありますが、長期にはため込まず以降は事務室のカギのかかる保管庫に保管しています。一方、PCデータの閲覧はパスワードで管理して個人情報の漏えいを防いでいます。卒園生が自身の生活を振り返るために記録を閲覧したいと申し出ることがありますが、本人確認を厳重に行って対応しています。		

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
倫理綱領には「すべての子どもは人として尊ばれる」など、こどもの権利擁護に関する内容が記載されて、職員会議の冒頭に毎回全員で唱和をしています。また、職員会議などで行うミニ研修でこどもの権利をテーマに取り上げるなど、個々の職員への周知に向けての取組を行っています。月1回、子ども会議が開かれ、こどもが自身の意見を出せるように職員は支援しています。こどもの意見表明等支援事業をどのように活用するかは今後の課題となっています。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		
園長はこどもの権利について職員会議等で話をしており、職員は日々のこどもとの養育・支援の場で実践しています。施設入所時に権利ノートや生活のしおりの内容をこどもに説明しています。「生活のしおり」には、施設での生活を分かりやすく平易な言葉で書かれており、その中で自他の権利についても学べるようになっています。職員は子ども会議等で、こどもが不満や困りごとを発言した際に、あなたの権利も大切だが相手のことも考えることを諭しており、それが将来の自立の基礎になることを考えて支援しています。		

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

こどもの生い立ちや施設へ来た経緯等の説明は、センターと相談して進められており、伝え方や内容は職員会議で確認し、職員間で共有が図られており、入所直後は不安定なこどもの気持ちに寄り添いながら、養育・支援を行っています。こどもの日々の成長の写真はデータで記録しており、退所時にCDRなどで渡しています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが工夫されている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	☐

【コメント】

阪南福祉事業会では「暴言暴力ぜったいだめ!」を標語として職員もこども自身も、その根絶を徹底しています。被措置児童等虐待防止マニュアルがあり、職員内部で共有し、不適切なかかわりの予防を行っています。不適切なかかわりは、指導場面で起こりやすいものであるため、対応が困難な場面では複数で対応するか、職員が交代して対処することとしています。第三者委員等へ相談できることが権利ノートに記載されていることを、こどもに説明をしています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	☐
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	☐
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	☐
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	☐

【コメント】

入所時は生活のしおりを使って、施設での生活の説明をしたり、寄り添って、不安を取り除くように支援しています。退所についてはアフターケア担当がおり、日々の養育の場でも全ユニットと関係を持つようになっています。里親やファミリーホームへ措置変更になったケースでは施設職員が訪問したり、里親がしんどくなった場合にはそのレスパイトを図るために一時預かりも行っています。里親との関係が破綻して、施設に戻ってくることもあり、里親支援センターと連携してケアを継続しています。ただ里親支援専門相談員は配置しておらず、副園長がその役割を担当しています。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	☐

【コメント】

リービングケアとして高校3年生時の一人暮らし体験など、自立して生活できるような支援を行っています。アフターケア担当が中心となって退所後の対応を行っており、法人のアフターケア担当が月1回、情報交換とお互いの支援向上のため、すだち会議を行っています。夕涼み会を毎年夏に実施して、卒園児が里帰りできるような取組を行っています。施設では児童自立生活援助事業Ⅱ型により、家賃と生活費を支給しながら生活支援、助言、近況の把握を行っています。法人は「にじいろ夢基金」を設けて卒園児の自立を支援しています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	☐
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	☐
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】		
こどもが寝る前に10分程度、話をしたり、絵本を読んだりとする時間を設けています。こども同士のもめごとがあれば、振り返りノートになぜそのようなことになったのかを書いてもらい、こどもと職員と一緒に問題解決を図っています。ルールを逸脱した場合には、次はどうすればよいかを一緒に考えています。月1回、担当職員とこどもと1対1で話を聞く「お茶会」を設けて、不適切なかわりの確認を行っています。イベントや行事のアンケートは行っていますが、信頼感を確認する利用者アンケートは実施しておらず、今後の取組を期待します。		
②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐
【コメント】		
法人の基本理念である「笑顔と笑い声の絶えないおうちづくり」をモットーに、こどもにとって心地よいおうちを目指して取り組んでいます。夕食は温かいご飯を提供できるようにこどもの帰園時間等に合わせて調理を行ったり、こどもには個室があり、自分以外のこどもの部屋には勝手に入らないことを決めたりしています。誕生日には手づくりケーキを作って、みんながお祝いをしてくれたり、ヨガ、ダンス、書道など多くのクラブ活動があり、こどもは好きなクラブに参加できるなど、こども一人ひとりの基本的欲求が満たされるように養育・支援を行っています。		
③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐
【コメント】		
施設では色々なことを経験・体験できるように、多くのクラブ活動を始め、幅広い行事や習い事を提供しつつ、自己決定する力、決定した以上はやりぬく力を育むように支援しています。法人は「にじいろ夢コンサート」を毎年開催しており、こどもたちは熱心に取り組んでいます。こどもたちはその中で主体性や持続力、自己肯定感などを育んでいます。こどもは日曜日に自室を掃除することになっており、職員ができていますと評価するとこどもはおやつ代400円をもらい、自由に好きなものを買って自室にあるお菓子箱に入れて自分のペースで消費していく仕組みができています。		

④	A10 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にあるこどもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

こどもの部屋は個室で静かに学習できる場であるとともに、リビングダイニングは職員と一緒に宿題や遊びができるスペースとなっています。公文学習を行っていて、学習習慣の定着や基礎学力向上を図っています。中学生は学習塾へ行っており、学習指導員による家庭学習の個別指導も行っています。にじいろ広場ではサッカーや自転車練習、シーソーやブランコなどこどもたちの遊び場となっています。地域の市民センターに図書館があり、利用を推奨しています。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

各ユニットは年齢に幅のある構成となっており、その疑似家族的共同生活のなかで基本的生活習慣を習得することができています。掃除は各個室はこども自身が週1回自分の部屋を掃除し、共用部は職員が掃除を行っています。洗濯は中学生以上は私服はこどもが行い、制服などは職員が行っています。小学生以下の洗濯は、もっぱら職員が行っています。起床や就寝などの日課が決まっています。集団生活を通じて生活習慣が身に付くように支援しています。地域のこども会に参加してしており、地域の祭りの寄合に参加するなどして社会規範などを身につけるように支援しています。

（２） 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事できるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

前回評価の際は、本施設の調理室を3園のセントラルキッチンとして業者委託していましたが、現在はそれぞれの施設で自園調理としています。本施設では食事は各ユニット毎に職員が調理を行い、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくと提供しています。園内には畑があり、栽培・収穫した季節感のある食材を取り入れて献立を立てたり、食育嗜好調査を行い、こどもの嗜好に合う献立を立てています。高校生のお弁当は職員が作っています。食事は落ち着いた雰囲気ですぐに食事できるように、小学生と高校生の時間をずらしたり、場所を分けたりと工夫しています。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

こどもの被服費は措置費で賄われており、その範囲内で好きな服を買えうようになっています。こどもと一緒に衣類の確認を行ったうえで、季節が変わるときなどに一緒に買い物に行ったりしますが、高校生は決められた範囲内で自分で購入しています。洗濯して干された衣類は職員が取り入れ、たたんでこども毎にまとめられてあり、各自で収納するように促しています。アイロンがけや衣類の補修等は安全や作業効率よりこどもの居ない時間帯に行うことが多いのですが、できる限りこどもを見守りながら行うようにしています。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

施設は全室個室で、こども6人で1ユニットで養育・支援を行っています。こどもの部屋へはこども、職員とも勝手に入れないような決まりがあり、各個室が安心安全の場となっています。共用スペースの壁にはイベントの写真やこどもが書いた絵や習字が飾られ、こどもの居場所づくりに工夫を行っています。共用部の掃除は職員が毎日行い、年2回、こどもと職員と一緒に大掃除を行っています。建物や設備、備品などの修繕は修繕依頼書を作成、提出して、早急に対応しています。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

こどもは毎年、健康診断を受けています。こどもの健康管理は常に注意を払っており、職員会議やミーティング、日誌等で職員間の情報共有を行っています。医療機関にかかっているこどもの薬の管理には投薬チェック表を作成して、職員がこどもに直接、薬を渡して目視確認をしています。職員会議等で発達障害や自傷行為等のミニ研修を行ったり、新任職員には春と秋に施設を超えた同期会を兼ねた研修で医療や健康に関する研修プログラムを必ず実施しています。

(6)性に関する教育

①

A16 こどもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

○

□性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。

○

□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。

□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。

○

【コメント】

「いいタッチ、悪いタッチ」の絵本をこどもに読み聞かせたり、プライベートゾーンの確認を行い、人との距離を確保する大切さを伝えています。中学生以上のこどもには外部講師による性教育に関する講習を行っています。職員研修では性教育、性虐待などの研修を行っています。法人内の児童心理治療施設の心理士が加わって、年齢やこどもの発達に応じた性教育のための性教育委員会を施設独自のものとして立ち上げましたが、現在準備中で、活動は今後の課題となっています。

(7)行動上の問題及び問題状況への対応

①

A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

□施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。

○

□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。

○

□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。

○

□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。

○

【コメント】

施設では「暴言暴力ゼロ宣言」を掲げて、暴言暴力は絶対にいけない、困ったときには職員に助けを求めましょう、とこどもへ周知しています。何か問題があった際には、こどもを落ち着かせてから、どういう状況で行ったのか、その時の気持ちはどうだったのか、今の気持ちはどうか、どうすればよかったのかなど、振り返りシートに記入してもらって、問題の分析と今度の対応を行っています。問題があった場合には、職員は一人で抱え込まずに複数人で対応を行ったり、日頃から相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。

②

A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。

○

□生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。

○

□課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。

○

□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。

○

□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。

○

□こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

○

【コメント】

職員は日頃から、暴言暴力などに細心の注意を払って養育・支援しており、食事の際にトラブルが生じると思われる場合には時間をずらしたり、場所を変えたりと工夫しています。またこどもたちがおもちゃを使える時間をずらしたり、別々のものを使用したりとトラブルとなくいくように注意を払ったり、職員からこどもが見えない場所を極力作らないようにしています。問題が発生した際には、原因を分析し、その記録を職員間で共有しています。日頃からセンターとは緊密に連絡を取り合っており、何かあれば協力を得られる関係となっています。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもには男子担当は学園の職員の心理士、女子担当のは法人内の別施設所属の心理士によりカウンセリングを行い、その内容はセンターの心理士とすり合わせ、連携を行っています。職員は職員会議でのミニ研修や外部研修を受けていたり、法人内の心理士は月1回程度集まって勉強会を行い、個々のケースについての理解を深めています。大学の先生より外部SVを月1回行っています。通常オンラインで実施され、参加者4～5名のGSVで、支援困難ケースをテーマに助言を得るといった内容等で、職員のスキルアップを図っています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

こどもの部屋は個室で学習机が用意され、静かに学習できる場となっています。週2回の公文学習を行っています。通級教室や特別支援学校、放課後等デイサービスに通っている子どももいます。帰園後すぐに宿題を行う習慣を定着させ、各ユニット担当による完全個別指導を実施し、こどもの自発的な課題の取組や学習遅滞の抑制につながっています。中学生へは学習塾通塾を推奨し、学習指導員による家庭学習の個別指導も行っています。他に日本漢字能力検定受験や英会話レッスンを受けるなど幅広い学習支援を行っています。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

高校受験前には、こども本人、センター、施設の3者で振り返りと、進路や今後の未来を考える機会を設けています。高校2年の時にも卒業後の進路の話し合いを行い、様々な情報を提供して、こどもの自己決定を支援しています。児童自立生活援助事業Ⅱ型を立ち上げて、働きながら専門学校に通学する卒園生の住居と生活費の援助を行い、自立に向けた見守りを行っています。卒園後にグループホームへ入所した卒園児または退所児童について、自立支援担当職員が定期的に面会・相談を行っています。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	☐
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

高校生以上のこどもには、成績の条件などありますが、アルバイトを推奨しています。また車の免許をとることも推奨しています。職場実習は学校が取り組んでいるため、施設としては事業主との連携や実習先や体験先の開拓を積極的には行っていません。今後は、こどもが多くの社会経験を通して社会の仕組みやルールなどを身に着けることができるように、職場体験先の協力事業主などとの連携を期待します。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長とともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	☐
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	☐
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	☐

【コメント】

こどもと家族との関係づくりに関して施設はセンターと密に連携をとっており、面会や外泊などについてはセンターの援助計画のもとで行っています。こどもの授業参観や運動会等の家族の参加の意思がある場合、連絡は担当職員が行い、その場にも同席しています。施設としては、家庭支援専門相談員（FSW）を配置していますが、制度上専門職としての配置が必須です。今後は、児童相談所と連携し、入所児童の早期家庭復帰や里親委託の推進、退所後の保護者支援、親子関係の再構築に向けた相談・援助を行う専門職機能として仕組みの取組を期待します。

(1 1) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

施設は、センターによる親子関係の再構築の支援の取組には協力しており、こどもの立場に寄り添って、こどもの最善の利益を目標としています。ただ、こどもと親子関係の再構築が難しい場合が多く、職員は傷ついたこどもに寄り添った支援を行っています。令和4年児童福祉法改正により親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携は未だ行われておらず、今後の課題となっています。